# 南丹市 子どもの貧困対策推進計画 (11 月骨子案)

令和元年11月

# 目 次

第	1 i	章 計画の策定にあたって	1
	1.	計画の策定の趣旨	1
	2.	計画の期間	2
	3.	計画の対象	2
	4.	計画の位置づけ	2
	5.	子どもの貧困の定義	4
	6.	本市の貧困のとらえかた	4
第	2 1	章 子どもを取り巻く現状と課題	5
	1.	国・府の動向	5
	2.	南丹市の現状	7
	3.	「子どもの生活状況調査」からの本市における子どもの貧困に関する状況と課題	12
	4.	子どもの支援に関わる関係機関・団体ヒアリングからの課題	28
	5.	「子どもと貧困を考える」ワークショップからの課題	32
第	3 i	章 計画の基本的な視点	39
		基本理念	
	2.	基本目標	40
	3.	施策体系	41
第	<b>4</b> i	章 施策の方向性とその展開	<b>42</b>
Z		「目標 I 子どもが安心して心豊かに育つ支援	
		(1) 子どものこころとからだの成長支援	
		(2) 子どもの居場所づくり	
		(3) 学習・進学支援	
Z		三目標2 生活基盤の安定を図るための保護者への支援	
		(1) 保護者への生活支援	
		(2) 保護者への就労支援	
Z		三目標3 子育て家庭への経済的支援の充実	
		(1) 経済的支援	
Z		□ 目標 4 気づきの場・支援へつなぐ仕組みづくり	
		(1) 連携体制の構築	
		(2) 気づき・つなげる人材の育成	
		(3) 社会全体での子どもの支援	
第	5 i	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
	1.	HI I STREET HE	
	2.	計画の進行管理	57

# 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画の策定の趣旨

2017年(平成29年)国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は2015年(平成27年))13.9%と、7人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については50.8%に達し、まさに2人に1人が貧困状態であるという、日本の子どもの貧困率は今、0ECD 加盟国の中で最悪の水準にとなっており大きな社会問題となっています。

国では、2014年(平成 26 年) 1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、2014年(平成 26 年) 8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することをめざしています。

その後、現大綱策定以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて令和元年6月には、新たな子供の貧困対策に関する大綱(以下「新大綱」という。)が改定されました。

南丹市においても、子どものいる家庭の状況を把握し、市の施策に役立てるため 2018 年(平成 30 年)に「南丹市子どもの生活実態調査」を実施したところ、困難を抱える子どもやその保護者、生活困難な家庭基盤の状況など、深刻と考えられる実態が明らかになりました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む必要があります。

そのため、南丹市では子どもの貧困対策を総合的に推し進めるため、「南丹市子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしました。

今後は、この計画に基づき、市民や地域、行政など、それぞれの主体が相互に連携しながら、 横断的に子どもの貧困対策を推進していきます。

#### 2. 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものです。

### 3. 計画の対象

本計画の対象は、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含めます。

なお、本計画の子どもは、「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」の視点から、生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として概ね20歳代前半までの年齢とします。

#### 4. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の法的位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の地方公共団体の責務を具体 化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえるもので す。

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律

#### (基本理念)

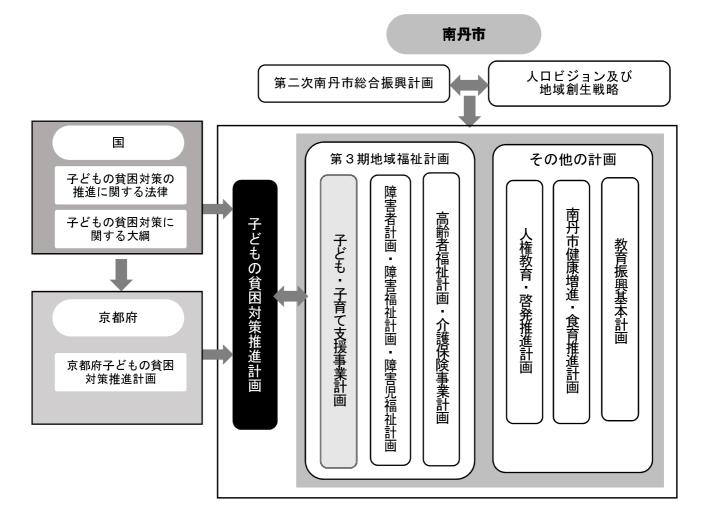
- 第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に 応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健 やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### (地方公共団体の青務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、 当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (2) 他の計画等との関係

本計画は、「総合振興計画」のほか、福祉関連計画などとの整合を図ります。



# 5. 子どもの貧困の定義

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という2つの考え方があります。

絶対的貧困とは、途上国や戦後日本等のように飢餓や栄養失調等をもたらす貧困の状況を指し、世界銀行は、国際貧困ラインを「1日1.90ドル未満」で暮らす人を貧困層と定義しています。

国連が平成27年10月に採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標(SustainableDevelopment Goals、SDGs)」の1つ目に挙げられている「NO・POVERTY」は、この絶対的貧困の撲滅を目指しています。

一方、相対的貧困とは、その社会における標準的な生活水準に比べて相対的に貧困な状態にあることを指しており、絶対的貧困が大きな課題とならなくなった OECD 諸国等においても相対的貧困は存在し、特に子どもがそうした状態にあることが、子どもの貧困とされています。

# 6. 本市の貧困のとらえかた

本市では、子どもの貧困を経済的な問題のみでなく、保護者の養育力不足などを要因として、 基本的な生活基盤である衣食住の不足、生活習慣の乱れ、心身の不健康、学力や意欲の低下な ど様々な困難な問題に直面している子どもの状態を「貧困」と定義します。

# 第2章 子どもを取り巻く現状と課題

# 1. 国・府の動向

#### (1) 国の動向

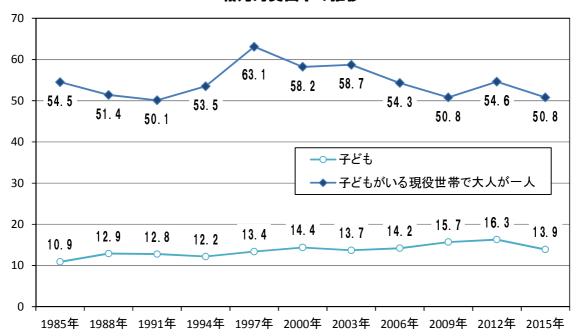
国では、2014年(平成 26 年) 1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。さらに、2014年(平成 26 年) 8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

さらに、2019 年(令和元年)6月に貧困対策推進法改正案が成立し、貧困状況の子どもや保護者らの意見を反映させることを明記。ひとり親世帯の貧困率と生活保護世帯の子どもの大学進学率の二つの指標と改善策を大綱に記すよう求められています。

#### ①相対的貧困率

子どもの貧困率は、バブル崩壊後の 1990 年代から緩やかな上昇基調にある中、近年は非正規雇用の拡大などの労働構造の変化(働き方の多様化)を背景にさらに上昇傾向にありましたが、2015年(平成27年)には、13.9%と低下しました。

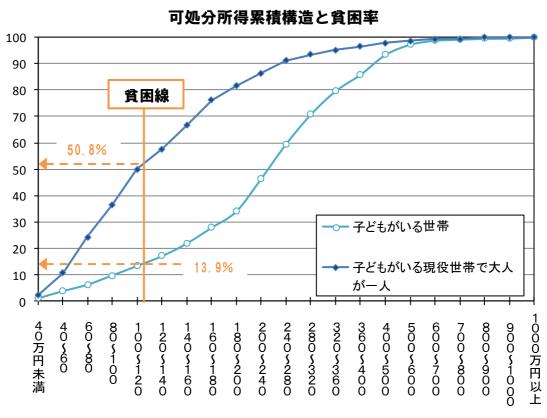
#### 相対的貧困率の推移



資料:国民生活基礎調查

#### ②可処分所得と貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得 しか得ていない者の割合をいい、貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した 所得)の中央値の半分の額をいいます



※国民生活基礎調査(平成28年)結果より作成

#### (2) 京都府の動向

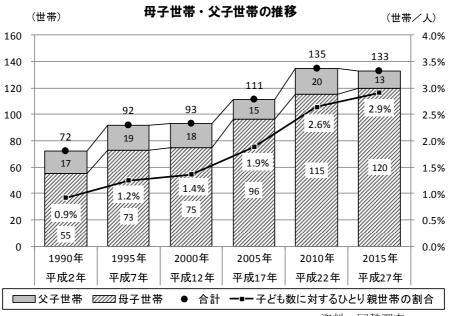
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、京都府においても平成 27 年 3 月に京都府子どもの貧困対策推進計画を策定しています。

当計画では、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージに応じた子どもへの支援」、「経済的支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として、ひとり親世帯や貧困の状況にある子どもへの支援を進めています。

# 2. 南丹市の現状

#### (1) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移をみると、2010年(平成22年)までは増加しており2015年(平成27年)にはわずかながら減少しています。一方、子どもの数に対するひとり親世帯の割合は増加し続けており、子どもの数の減少に伴い、ひとり親世帯の数も減少したものと考えられます。



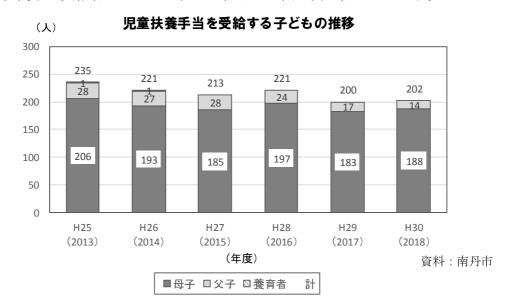
資料:国勢調査

#### (2) 児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

南丹市における児童扶養手当を受給する子ども数は、平成25(2013)年度は235人でしたが、その後は減少傾向となっており、平成30(2018)年度で202人となっています。

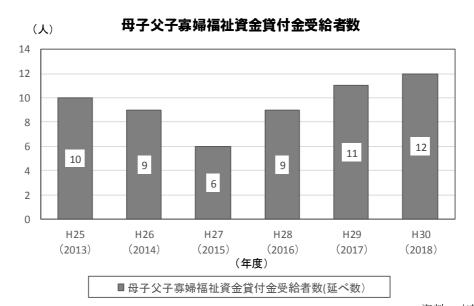
児童扶養手当受給者のなかでは、母子世帯が9割程度を占めています。



### (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金受給者数

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは、ひとり**親**家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付けを受けられる資金で、ひとり**親**家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としています。

南丹市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の受給者数は、増減を繰り返しながら、平成30 (2018) 年度には12人となっています。

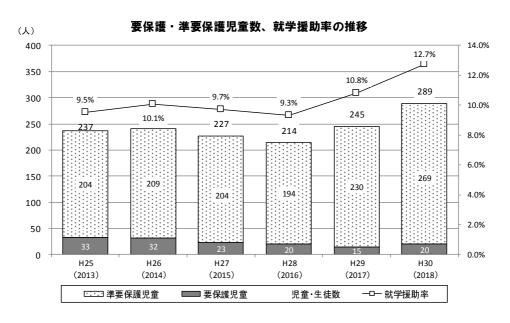


資料:京都府

#### (4) 就学援助認定者

就学援助とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 19 条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

本市の就学援助の認定者数は、増加傾向にあり、平成30(2018)年度で289人、就学援助率が12.7%となっています。その内、20人は要保護世帯※1、269人は準要保護世帯※2となっています。



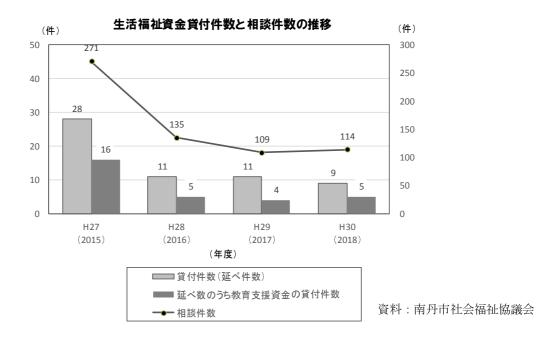
資料:児童生徒数は、学校基本調査(各年5月1日現在)

※1要保護世帯:生活保護法に規定された生活保護世帯で学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費、日本スポーツ振興センター(旧・日本体育・学校健康センター)共済掛金などが援助される ※2準要保護世帯:市町村の教育委員会が要保護者に準ずると認めた世帯で要保護世帯と同様の援助がされる

#### (5) 生活福祉資金

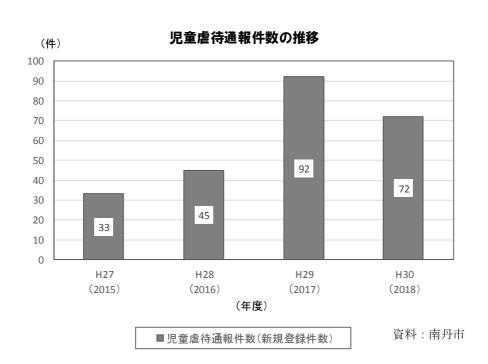
「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子または低利子で資金の貸付を行うものです。

南丹市の生活福祉資金の貸付件数は、平成 27 (2015) 年度には 28 人でしたが、その後減少し、平成 30 (2018) 年度には 9 人、その内教育支援資金が 5 人となっています。また、相談件数は、平成 27 年度の 271 件に比べ、平成 28 度以降は半減しています。



#### (6) 児童虐待通報件数

児童虐待通報件数 (新規登録件数) は、増加傾向にあり、平成 29 年度には 92 件になっていましたが、平成 30 年度は 72 件と、減少に転じています。

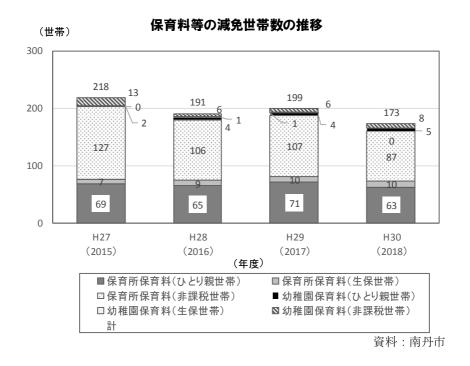


10

#### (7) 保育料等の減免世帯数

保育料等の減免世帯数は、減少傾向にあり、平成27年度には218件になっていましたが、 平成30年度は173件となっています。

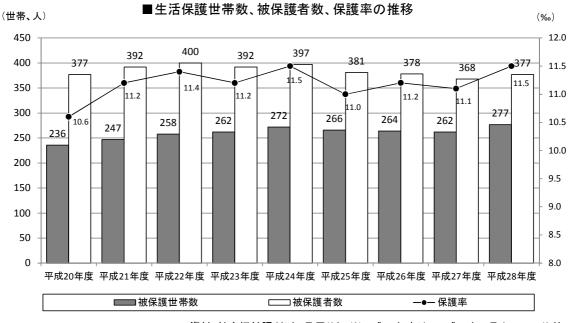
減免世帯の内訳は、保育所保育料(非課税世帯)が最も多く、半数を占めています。



#### (8) 生活保護の状況

被保護者数及び保護率の推移は、増減を繰り返しほぼ横ばいで推移していますが、生活保護世帯 数はわずかながら全体として増加傾向にあります。

全国の保護率が平成 24 年度~26 年度で 16.3~16.8%程度であることから、全国と比べ 5 %程度 低い値となっています。



資料: 社会福祉課(各年 月平均) ※平成28年度は、平成29年1月までの平均値

3.「子どもの生活状況調査」からの本市における子どもの貧困に関する状況と課題

#### (1)調査の目的

本調査は、2020~2024年度を計画期間とする「南丹市子どもの貧困対策推進計画」策定の基礎資料とするため、ご家庭とお子さんの生活の状況や市の取り組みへのご意見をお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

#### (2)調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の3種類のアンケート調査を実施しました。

保護者向け			就生	学前					小	学生				中学生		高校生
○ 子ども向け	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	生
①小学生調査 (5・6年生)											•	•				
②中学生調査 (1~3年生)													•	•	•	
③生活保護・ひとり 親世帯調査																

※調査基準日: 平成 30 年 12 月 31 日

- ・南丹市子どもの暮らしの様子アンケート(子ども用アンケート)学校でアンケートを配布・回答し、学校で回収する。
- ・南丹市子どもの生活状況アンケート(保護者用アンケート) 学校から子どもが自宅に持ち帰り、保護者は自宅でアンケートに回答し、郵送により提出。 調査期間:平成31年1月28日~2月18日(一部の学校のみ3月1日まで実施)
- ・南丹市子どもの生活状況アンケート(ひとり親家庭・生活保護受給世帯用アンケート) 郵送による配布・回収。

調査期間:平成31年2月1日~2月18日

#### (3)配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
① 子どもの生活実態調査	1, 170 票	1, 127(うち白票 19 票)	96.3%
② 保護者調査	1, 170 票	602(うち白票 0 票)	51.4%
③ 生活保護・ひとり親調査	164 票	63 票	38.4%

### (4) 子どもの生活実態調査結果から見えてきた現状

#### ① 生活困窮の状況

子どもの生活状況調査により得られたデータを用いて、子どもの"生活困難"という視点から世帯の判別・類型化を行いました。

その結果、本市において生活困難層は18.8%、その内、特に生活が困難な生活困窮世帯の割合は4.2%と推計されました。

なお、ひとり親では、生活困難層は、55.1%、生活困窮世帯は18.4%と推計され、ひとり親世帯では2人に1人は、何らかの生活困難を抱える世帯にて暮らしている状況がみられるため、ひとり親世帯の支援策はより拡充する必要があります。

#### ■生活状況からの類型化

"生活困難層"の 指標	判別基準
等価世帯年収指標	◆等価世帯年収"140.6万円未満"の場合、"生活困難層"と判別する ◇世帯年収について無記入の場合、等価世帯年収による判別は不能とする
剥奪指標 4 項目	◆4項目のいずれかが"与えられていない"場合、"生活困難層"と判別する
困窮指標4項目	◆6項目のいずれかが"頻繁にあった"場合、"生活困難層"と判別する

	◆ "生活困難層"指標のいずれかで"生活困難層"と判別された場合、" <b>生</b>
	<b>活困難層</b> "として扱う
*云 ∓□ / I ×	◇ "生活困難"指標の全てにおいて判別不能と判断された場合、"生活困難
類型化	層"の判別が不能であり、集計上は"不明"として扱う
	◇上記の"生活困難世帯""不明"のいずれでもない場合は、" <b>非生活困難層</b> "
	として扱う

#### ◆生活困難層(生活困窮層・周辺層)、非生活困難層

生活	舌困難層	困窮層+周辺層
	生活困窮層	2つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層		いずれの要素にも該当しない

※本調査の生活困難層の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点など、厚生労働省が「国民生活基礎調査」にて公表する「子供の貧困率」(平成28年調査の13.9%)と算出方法が異なることに留意。

# ◆生活困難層(生活困窮層・周辺層)、非生活困難層

		件数	構成比			
		十	全データ対象	判別可能データ		
	生活困難層	94 世帯	15.6%	18.8%		
生活困難層の	生活困窮層	21 世帯	3. 5%	4. 2%		
分布	周辺層	73 世帯	12.1%	14.6%		
	非生活困難層	406 世帯	67.4%	81.2%		
	不明	102 世帯	16.9%			
	計	602 世帯	100.0%	100.0%		

# ※参考:ひとり親家庭等の生活困難層の類型化

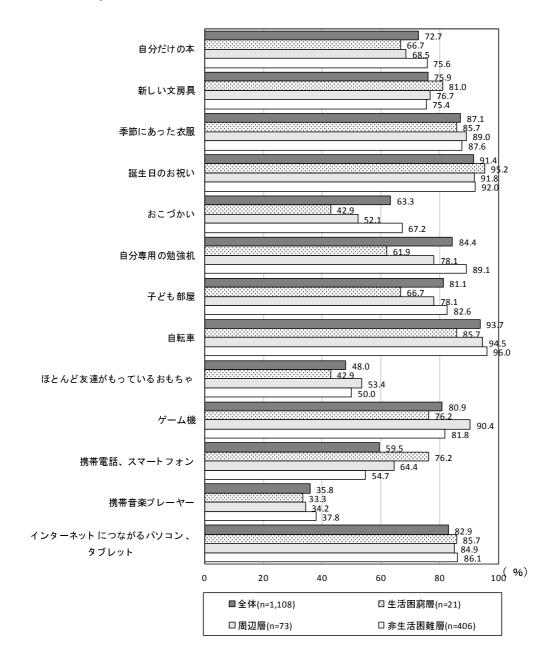
保護者向け調査と同じ手法にて、生活困難層の類型化を図った結果は、以下のとおりです。

		/H· 米/r·	構成比			
		件数	全データ対象	判別可能データ		
	生活困難層	27 世帯	42.9%	55.1%		
生活困難層	生活困窮層	9 世帯	14.3%	18.4%		
の分布	周辺層	18 世帯	28.6%	36.9%		
	非生活困難層	22 世帯	34.9%	44.9%		
	不 明	14 世帯	22. 2%			
	計	63 世帯	100.0%	100.0%		

#### ②子どもの持っているもの

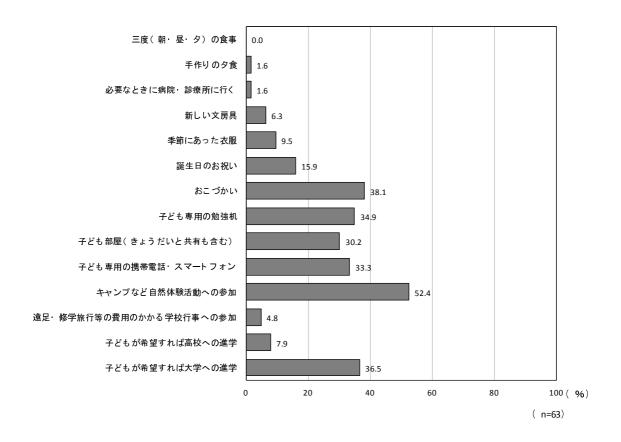
#### 【こども調査】

- ・子どもの持っている物について「ある」の割合をみてみると、"非生活困難層"に比べ"生活困窮層"が高いものは、「新しい文房具」、「誕生日のお祝い」、「携帯電話、スマートフォン」の13項目中3項目となっています。
- ・その他の項目は、"非生活困難層"に比べて"生活困窮層""周辺層"の順で全体的に低くなっています。



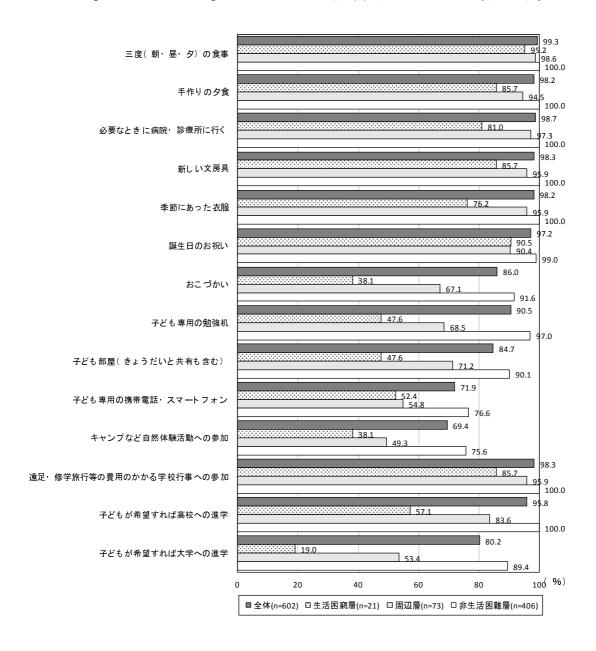
#### 【ひとり親等調査】

・子どもにとって必要な環境・モノについて、「与えられていない・与えられそうにない」と考える割合をみてみると、「キャンプなど自然体験活動への参加」が52.4%で最も多く、次いで「おこづかい」が38.1%、「子どもが希望すれば大学への進学」が36.5%の順となっています。



#### 【保護者調査】

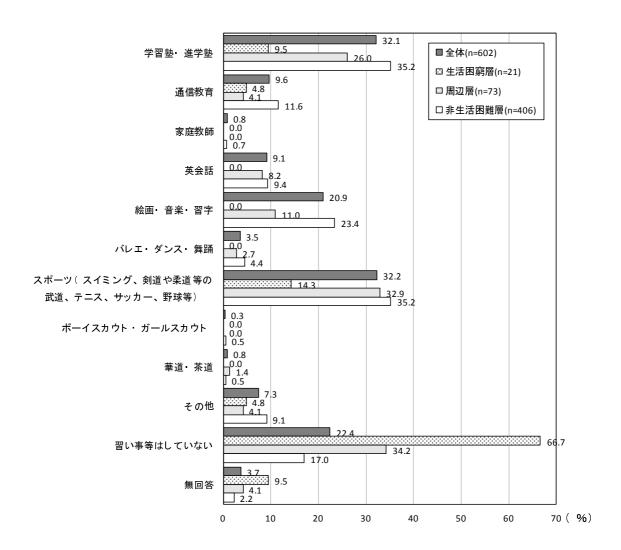
- ・お子さんに与えられている環境・モノについて、「与えられている・与えられる」割合をみてみると、"生活困窮層"に比べて"非生活困難層"の方が総じて高いことがわかります。
- ・"生活困窮層"における「大学等への進学」の19.0%、「キャンプなど自然体験活動への参加」と「おこづかい」がそれぞれ38.1%等、低いことが目を引きます。



#### ③習い事等の状況

#### 【保護者調査】

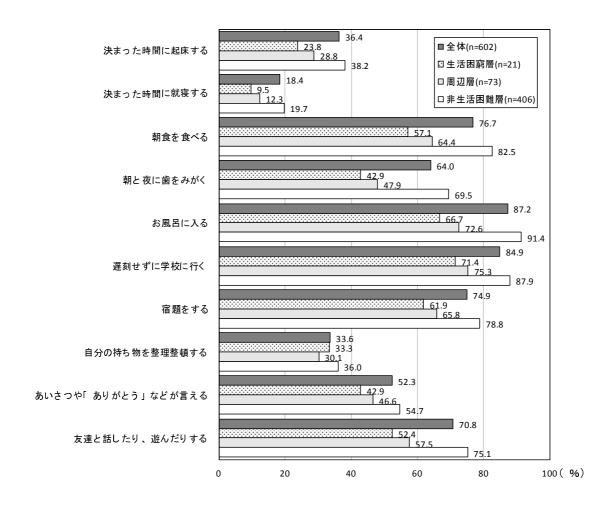
・習い事等の状況についてみると、「習い事等はしていない」は、"非生活困難層"では17.0%であるのに対し、"生活困窮層"では66.7%、"周辺層"では34.2%と多くなっています。



#### ④子どもの基本的な生活・学習習慣

#### 【保護者調査】

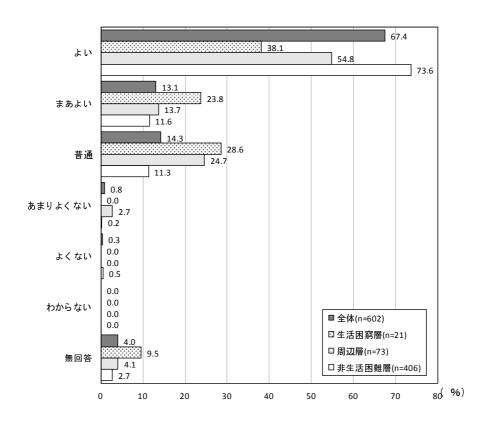
- ・子どもの基本的な生活・学習習慣について「できている」割合を世帯状況別にみると、ほとんどの項目で"非生活困難層"、"周辺層""生活困窮層"の順となっています。
- ・特に「朝食を食べる」「朝と夜に歯をみがく」「お風呂に入る」「遅刻せず学校に行く」「宿題をする」「友達と話したり、遊んだりする」は、非生活困難層に比べ、生活困難層や生活困窮層では10ポイント以上低くなっています。



## ⑤子どもの健康状態

#### 【保護者調査】

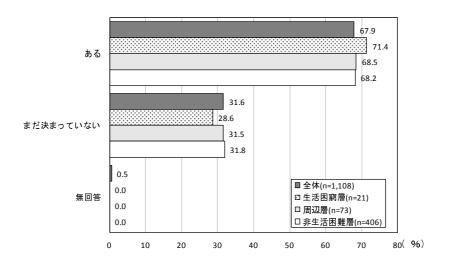
・お子さんの健康状態については、すべての世帯で「よい」が最も多くなっていますが、"非生活困難層"では 73.5%を占めるのに対し、"生活困窮層"では 38.1%、"周辺層"では 54.8%と低い状況です。



#### ⑥将来の夢

# 【こども調査】

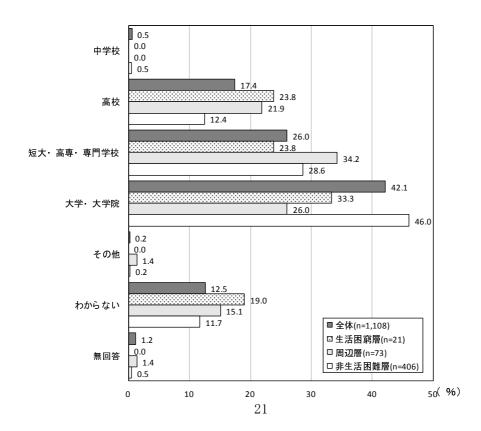
- ・将来の夢については、「ある」が 67.9%、「まだ決まっていない」が 31.6%となっていま す。
- ・"生活困窮層"の「ある」が71.4%で最も多くなっています。



#### ⑦将来の進学希望

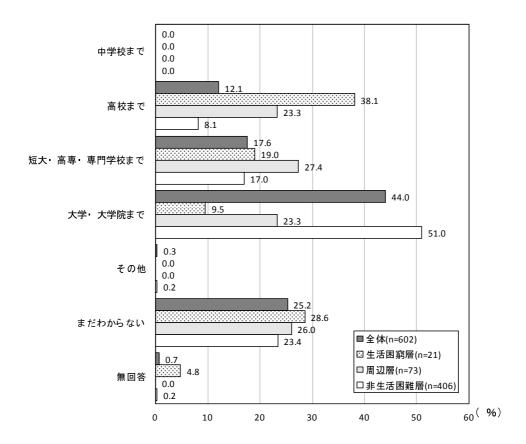
#### 【こども調査】

- ・子どもの将来の進学希望について、"非生活困難層"では「大学・大学院」が 46.0%で最も多く、次いで「短大・高専・専門学校」が 28.6%となっているのに対し、"周辺層"では「短大・高専・専門学校」が 34.2%で最も多く、次いで「大学・大学院」が 26.0%となっています。
- ・"生活困窮層"では「大学・大学院」が 33.3%で最も多く、次いで「高校」と「短大・高 専・専門学校」が同率の 23.8%となっています。



## 【保護者調査】

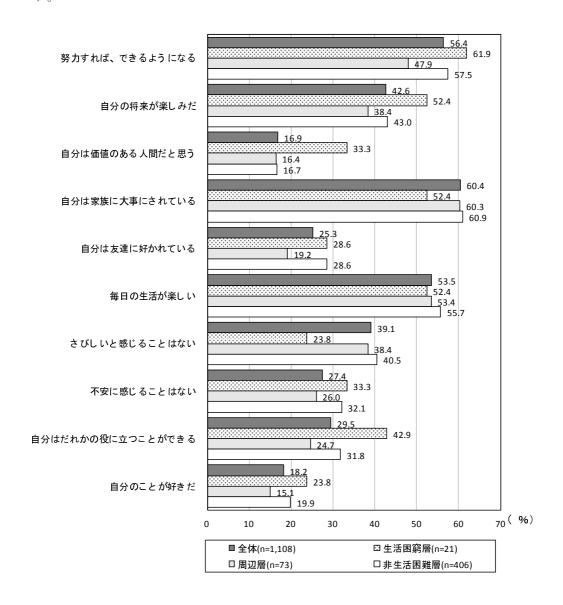
・子どもの将来の進学見通しについては、"非生活困難層"では"大学・大学院"が 51.0% と最も多いのに対し、"生活困窮層"では「高校」が 38.1%、"周辺層"では「短大・高専・専門学校まで」が 27.4%で最も多くなっています。



#### ⑧自己肯定感について

#### 【こども調査】

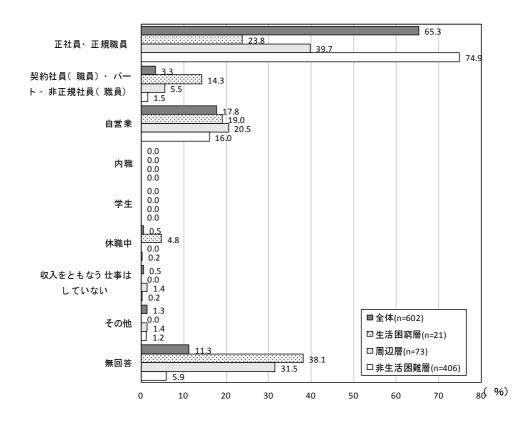
・子どもの「そう思う」の割合について、"生活困窮層"は、「努力すれば、できるようになる」と「自分の将来が楽しみだ」、「自分は価値のある人間だと思う」、「自分はだれかの役に立つことができる」の4項目は、"非生活困難層"や"周辺層"に比べ多くなっています。



#### 9保護者の就労状況

- ・父親の就業状況について、「正社員・正規職員」について、"非生活困難層"の74.9%に対し、"生活困窮層"では23.8%、"周辺層"では39.7%とかなりの差異がみられます。
- ・"生活困窮層"では「無回答」が最も多くなっています。これは母親・父親それぞれの有無に関わらずわかる範囲でその就業状況を回答いただくこととしていたため、父親のいない世帯でその就業状況がわからない場合等、「無回答」となっています。

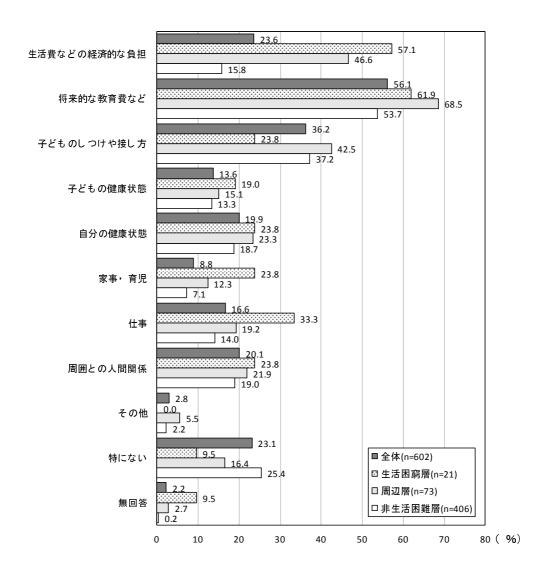
#### (父親)



#### ⑩子育てについての心配や悩み事

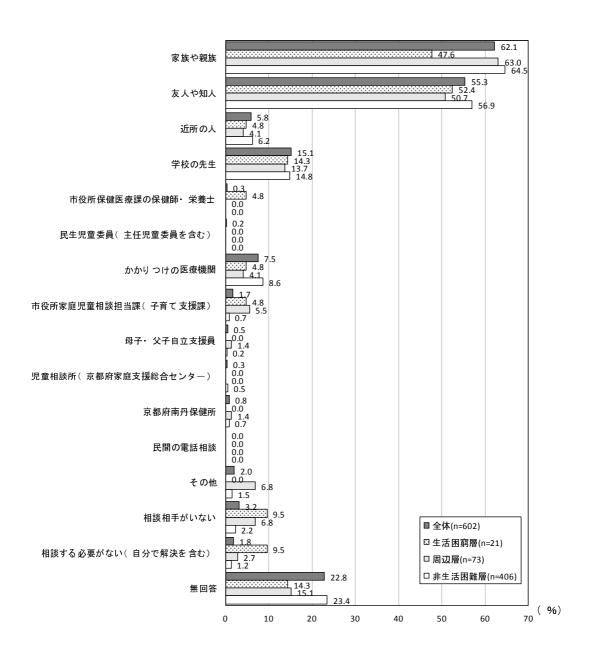
#### 【保護者調査】

- ・子育てについての心配や悩み事について、すべての世帯において「将来的な教育費など」 が最も多くなっています。
- ・"生活困窮層"と"周辺層"では「生活費など経済的な負担」がそれぞれ 57.1%、46.6% と2番目に多い心配や悩み事として挙げられています。



#### ⑪心配や悩み事の相談相手

- ・心配や悩み事の相談相手としては、"非生活困難層"と "周辺層"では「家族や親族」が それぞれ 64.5%、63.0%で最も多く、次いで「友人・知人」の順となっていますが、"生 活困窮層"では「友人・知人」が最も多く 52.3%、次いで「家族や親族」が 47.6%の順 となっています。
- •「相談相手がいない」割合をみると、"非生活困難層"の 2.2%に対して"生活困窮層"では 9.5%、"周辺層"では 6.8%と多くなっています。



#### (5) 子どもの生活実態調査からの課題のまとめ

#### ①子どもの育ちに関する課題

- ・子どもたちが、心身を健やかに成長するためには、安心して過ごせる環境が不可欠です
- ・しかし、基本的な生活習慣である「朝食を食べる」「朝と夜に歯をみがく」「お風呂に入る」 などが何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べ、でき ていない状況がみられます。
- ・何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、健康状態が悪く、病気の際に受診が必要なの に受診できていなかったり、虫歯の治療ができていない状況がみられます。

#### ②子どもの教育に関する課題

- ・何らかの生活困難を抱える世帯では、子どもが置かれている環境によって、登園・登校が 出来ない場合があり、基礎的な学力が不足する可能性があります。
- ・学力と関係があると考えられる学習資源である自分だけの本や自分専用の勉強机、子ども 部屋については、何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに 比べて持っている割合が低い状況がみられます。
- ・何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、習い事など学校以外の学びの機会についても それ以外の世帯の子どもと比較して少ない結果が出ています。
- ・家庭の経済的事情によって、子ども本人は大学等の進学先を希望していても、保護者は難 しいと考えている状況がみられます。

#### ③世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題

・保護者の就業状況について、生活に何らかの困難を抱える世帯では、常時雇用が一般層と 比較して少なく、就業していても低収入になりやすい状況があります。特にひとり親世帯 では、その傾向が顕著です。そのため、家計管理が難しく、子どもの生活費や就学資金が 確保できない状況があると考えられます。

#### ④相談体制に関する課題

・生活に何らかの困難を抱える世帯では、非生活困難世帯と比較して相談相手が少ないという結果がみられます。しかし、様々な心配や悩みは多く、どこに相談したらよいのか分からず、孤立してしまい、地域の身近な支援にもつながりにくい状況があります。

# 4. 子どもの支援に関わる関係機関・団体ヒアリングからの課題

#### (1)調査の概要

南丹市における、子ども・子育て支援や経済的困難を抱える子どもの支援に資する取組・ 事業を把握し、今後必要となる市の施策等について検討するため、関係団体・機関に向けて 実施したものです。

また、広く意見を聴取する観点から、ヒアリング対象となる機関・団体に対し、事前にアンケート形式の「プレヒアリングシート調査」を行い、その回答内容を踏まえ、「ヒアリング調査」を実施しました。

#### ■プレヒアリングシート調査対象■

分 類	機関·団体	名		
	園部小学校	園部中学校		
スクールカウンセラー	八木中学校	殿田中学校		
	美山中学校	美山中学校		
スクールソーシャルワーカー	園部中学校			
小学校	園部小学校			
中学校	園部中学校			
母子寡婦福祉会	園部支部	日吉支部		
民生児童委員協議会	主任児童委員(4名)			
社会福祉協議会	南丹市社会福祉協議会 生活相談セン	<u>/</u> ター		
生活保護ケースワーカー	南丹市役所社会福祉課生活福祉係(3名)			

# ■ヒアリング調査概要■

実施日時	ヒアリング対象	実施場所
平成31年 4月16日 9:00~9:50	◇南丹市社会福祉協議会 生活相談センター	南丹市社会福祉協議会
平成 31 年 4 月 16 日 10:15~11:15	◇南丹市母子寡婦福祉会 ◇主任児童委員(園部地区) ◇主任児童委員(美山地区)	南丹市役所本庁

#### (2) ヒアリング調査結果からみる課題

子どもの経済的困窮支援関連機関・団体からの、南丹市における経済的困難を抱える子どもへの課題は以下のとおりです。

# ★経済的困難支援については、経済的支援に限らず、生活状況の把握や就 学前からの学習支援など、多様な支援が求められています

#### 【主な意見】

- ○給付型の奨学金制度
- ○給食の無償化、教材費等の経済的支援
- 〇子どもの見守り(特に金欠状態の子ども)
- ○経済的困窮世帯(特にひとり親世帯)に対する実態把握と支援
- 〇生活困窮家庭の子ども等への学習支援(就学前から)
- ○貧困層への心理支援
- ○経済的困窮が要因となる生活の乱れ、病気等に対する指導とケア
- ○朝食がとれているか、夜間の過ごし方の把握
- ○働けば、生活も文化もよくなることを、子どもが体験できる機会

# ★ひとり親家庭をはじめ、放課後や休日、とりわけ長期休業中の居場所が 求められています

#### 【主な意見】

子どもの居場所 について

経済的困難支援

全般について

- 〇子どもたちが学校以外で過ごせる居場所
- ○親(ひとり親家庭)が日曜日も働いている時の居場所
- ○放課後の学習の場
- ○放課後の児童の居場所づくり
- ○多様な子どものニーズに対応できる居場所支援
- ○長期休業中等の居場所づくり、訪問

# ★保護者の就労支援や交流機会づくり、就労している保護者が時間的な余 裕がない状況を踏まえた行政の窓口の対応が求められています

# 保護者への支援 について

#### 【主な意見】

- 〇保護者同士がつながれる場、機会
- 〇保護者同士の交流機会が必要
- 〇保護者の支援(就労、福祉へのつながり方など)
- 〇時間的にもフレキシブルな対応をしてくれる行政の窓口
- 〇就労と子育ての両立支援

# ★経済的困難の状況は表面化しづらい実態を踏まえ、支援会議の開催をは じめとした、多様な機関・団体の連携が求められています

#### 【主な意見】

- ONPOとの連携、当事者グループとの生活支援ネットワーク
- 〇子育て支援課や学校、教育委員会との調整
- ○連携が必要な機関が増えている
- 〇民生委員等、一番近いところからつながっていくようなネットワークが必要
- ○生活困窮者自立支援法で奨励されている支援会議⇒本人の同意を得て、要支援者(課題を抱えている方)を取り巻く関係者(福祉に限らず、教育や近所の方まで含める)が包括的な対応を検討する場
- ○生活困窮の把握につながる個人情報(公共料金等関連)を扱う守秘義務のある組織との情報共有に向けて、支援会議が重要になる

# ★経済的困難は保護者や子どもの軽度の障がいや、不登校等につながりや すい実態を踏まえ、多様な支援が求められています

# 特別な支援につい て

関係機関の連携

について

#### 【主な意見】

- 〇発達のグレーゾーンの子どもたちに対する支援
- ○不登校、ひきこもりの子どもたちの居場所づくり、保護者への支援
- ○不登校の子を持つ保護者同士の交流における専門家等の第3者の参加
- 〇メンタルヘルスの課題を持つ保護者への精神保健の資源開発、システムの構築

# ★団体が必要な支援を実施できるように、個人情報の壁を超えるための連携をはじめ、人材確保、情報発信といった支援が求められています

#### 【主な意見】

# 支援団体の活動について

- 〇「地域の支援」といっても、"知られたくない"という気持ちもある
- ○地域に支援団体や専門機関(病院等)が少ない
- ○人員、人材の確保
- ○他の機関との連携、情報共有
- 〇各種手続きで窓口に来られた際などに、行政から入会促進
- 〇「子育ておせっかいおばさん」的なボランティアの創生、育成
- 〇子ども食堂への支援

★経済的困難に関する相談はしづらい実態がある中で、相談先を明確にするとともに、世代に応じた相談手法等の設定が求められています。また、そうした相談窓口をはじめ、生活に追われ広報等に目を通す時間を確保しづらい経済的困難な状況にある世帯に向けた、情報発信の手法の検討が求められます

#### 【主な意見】

子育てに関する相 談・情報発信 について

- ○親向けや中学校卒業後も含めた多様な相談機関の充実
- 〇地域でカウンセリングを受けられる場所
- ○困ったらここ、この人に相談、といった情報が必要
- ○若い世代に合わせた、相談しやすいツール
- 〇子ども自身の悩み等を聞いてもらえる環境(人・場)づくり
- 〇子育てのアドバイス・相談ができる経験者、専門家等の育成、配置
- 〇相談機関・窓口の強化、周知と利用促進
- 〇子育て支援に関する情報提供
- ○高校、大学等の進学に関する情報提供
- 〇南丹市の資源やサービス等をまとめて視覚化したミニパンフレット
- ★取組が見えづらいという指摘がある中で、計画策定等を通して、市の取組やその方針を、市民や関係機関・団体に伝えることが必要です

南丹市の取組について

#### 【主な意見】

- ○福祉行政のマンパワー不足
- ○精神保健福祉の社会資源不足の解消の政策がない
- 〇子どもの貧困に対しての取り組みがあまり見えない
- ○市民や子どもを中心に他部署が輪になって協働できる体制づくり

# 5.「子どもと貧困を考える」ワークショップからの課題

## (1)調査の概要

子どもの支援活動をされているNPOや、スクールソーシャルワーカー、関係団体や市の職員による南丹市子どもの貧困対策推進プロジェクトチームによって、3回のワークショップを行い、それぞれの仕事や活動の中で感じる課題出しから、支援に求められる視点や具体的な取組みについて検討を重ねました。

#### ■ワークショップ参加団体等

所 属	(活動内容)
民生児童委員協議会	主任児童委員
社会福祉協議会	地域福祉部 生活相談課
母子寡婦福祉会	支部長
園部中学校	スクールソーシャルワーカー
N P O法人グローアップ	(子ども食堂・居場所づくり)
Cococan	(子ども食堂)
NPO法人そのべる	(子どもの居場所づくり・不登校引きこもり支援)
ドリームえんじんネットワーク	(子どもの体験活動)
南丹市子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム	_

### (2) ワークショップからの課題や具体的取り組みに関する提案

ワークショップで出された課題や必要とされる具体的な取組に関する提案は以下のとおりです。

## 困難を抱える家庭の子どもを取り巻く課題と必要な支援の視点

### 【課題と必要な支援の視点】

- ・ほめられない。
- ・意欲の低下により、本来の力が発揮できない。

# ①子どもの自己肯定感を高め、健やかにに成長していくための支援 ②子ども自身の生きる力を培う(お金の授業、考える力、手伝いの経験通して)

- 家に勉強するスペースがない。
- ・学校の勉強についていけない。
- ・身につけておくべき生活習慣親を親に教えてもらえない。
- ・親の姿しか知らないで大きくなる。
- ・スポーツ、習い事、塾、体験活動など経験が乏しい。
- ・三度の食事が準備されない。(長期休暇中の食事)
- ・親が家にいない。夜、休日の長時間子どもだけで家にいる。
- ・進学などについて、親に相談できない。
  - ③子どもが安心して過ごせる居場所が必要(生活習慣・学習・体験・相談・食事)
  - ④健全な大人との関わり
  - ⑤SNS、動画での情報発信(子ども向け)
- ・サイズの合った制服、修学旅行のもちものが準備してもらえない。

#### ⑥生活のための物質的な支援(必要な衣服・学用品)

# 【具体的な取組み・事業の提案】

視点	取組み	内容	担当(役割)
① ③ ④	多様な交流機会や体験活動の 創出	地域資源を活用した社会経験や、体験活動ができる機会が必要です。	行政 地域
① ② ③ ④	子どもが安心して過ごせる居 場所の創出	保護者の帰りが遅い小学生が、まずは安心して過ごすことができる地域の実情にあった居場所の開設が必要です。 居場所では、そこに訪れる子どもの課題に応じたプラスα (生活習慣や学習を身につける、体験活動などを通じて、前に進んでいく意欲と、自身の生きる力を身につける)の展開も可能です。	行政 地域
③ ④	若者の居場所の創出	中高生、若年労働者、ひきこもりなどの若者 の居場所として、相談、交流を行う居場所の 開設が必要です。	行政 地域
③ ④	子ども食堂の開設	身近な地域での子ども食堂の開設が必要で す。	行政 地域
③ ④	学習支援員・スクールソーシャルワーカー (SSW) 配置の充実	生活困窮世帯への訪問型学習支援や子ども 達の悩みについて福祉的なアプローチによ り解決支援を行うSSWの増員が望まれま す。	行政 (*地域 学習ボランテ ィアなど)
1)	命に関する教育の充実	将来親になる子ども達(主に中学生)が、大人になる前に、乳幼児に出会う(ふれる)機会が必要です。	行政 地域
5	子ども達へ向けた情報発信	居場所、進学・就職に関する情報などを、子 どもたち自身が受け取れるように、SNSな どを活用した情報発信が必要です。	行政 地域
6	もの支援	制服や衣服、学用品などの提供を企業や団体、市民等に依頼し収集し、必要な子ども達へ届けるしくみが必要です。	行政 地域

## 困難を抱える家庭の保護者を取り巻く課題と必要な支援の視点

#### 【課題と必要な支援の視点】

- ・お金がない。お金の管理ができない。滞納がある。低所得による W ワーク。
  - ①保護者への就労支援が必要
  - ②自立相談、家計改善相談等の支援が必要
  - ③安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要
  - ④子どもに係る費用の経済的支援(給付型)
- ・家の中に物があふれている。片づけられない。

#### ⑤生活環境を整える支援

- ・親自身ほめられた経験が乏しく、子どもをほめられない。
- ・子どもの養育に係る知識や経験が不足している。
- ・人と関われずに孤独になることで、子育てに課題を抱えている。

#### ⑥保護者への養育支援

- ・子育てに自信がなく不安。
- ・頼れる人がいない。(祖父母世帯の協力が得られない)
  - ⑦育児に関する不安や負担の軽減が必要
  - ⑧孤立防止に向けた支援が必要
- ・市の取組みやサービスの内容を知らない。
- ・必要な申請ができない。

#### 9件走型の支援が必要

### ひとり親家庭の課題

- ・低賃金による長時間労働(Wワーク)→家のことをする余裕がない。
- ・ひとり親の制度内容を知らない。

#### (10ひとり親家庭に対する支援・就労支援が必要

# 【具体的な取組み・事業の提案】

視点	取組み	内容	担当(役割)
1	▶既存事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・就労準備支援事業 ・保育所等の開設		行政
2	▶既存事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者家計改善支援事 業		行政
4	<ul><li>▶既存事業</li><li>・医療費の助成</li><li>・祝金・手当</li></ul>		行政
(5)	▶既存事業 産前産後サポート事業 ・家事・育児訪問支援サービ ス		行政
6	▶既存事業 保護者への養育支援 ※既存事業一覧では、「気づき の場」「支援へつなぐ仕組みづ くり」に分頼し掲載していま す。	母子手帳交付時からの切れ目のない支援体制 ・マタニティ訪問 ・訪問支援サービス ・パパママ教室 ・子育て相談 ・電話、訪問、妊婦食事診断&栄養相談 ・乳幼児健診 ・離乳食教室 ・子育てひろば ・子育てサロン・サーク ル ・各種教室 ・発達相談 ・ネットワーク(要対協)	行政地域
78 9	<ul><li>・伴走型支援</li><li>・SNSやアプリを活用した</li><li>子育て支援</li></ul>	・病院や市役所への同行や、寄り添い支援について、支援者を登録する等のしくみについて研究が必要です。 ・SNSやアプリを利用した子育て支援の方法について研究が必要です。	行政 地域
3	▶既存事業 ひとり親世帯 府営住宅優先的入居		行政
3	ワークショップからの追加意 見(10.28) 市営住宅入居支援	・安定した生活につなげるための住居支援。 ※検討してほしい点 ・困窮世帯に滞納があると入居申請ができな いが、住環境が整わなければ安定した生活 につながらない。 ・募集期間の延長等を検討してほしい。	

## 南丹市の全体的な課題と必要な取組みの視点

- ・困っている状態がわかりにくい。どのように発見するか。
- ・地域の自然な見守りが少なくなった
  - ①関係機関の連携体制強化で妊娠期からの早期発見につなげる
  - ②地域で見守る気運の醸成
  - ③地域で気づいたことを行政へ連携(情報提供)
  - ④現状を理解し、協力してくれる人を増やす。
- ・気兼ねない近所づきあいの減少

### ⑤関わりやすい環境づくり、身近に相談しやすい環境づくり

- ・イベントが少ない、集う場所がない。
- ・子どもだけで遊ぶ場所が少なくなった。
- ・田舎特有の課題(移動手段など)

#### ⑥身近な地域に集う場をつくる。

支援活動の資金不足

#### ⑦活動資金の確保

・支援でも責任が問われやすい傾向があり二の足をふむ

#### ⑧支援者が困らないしくみ

情報が届かない

#### **⑨SNSを活用した情報の発信(お得情報付き)**

- ・支援サービスを受けたくない。(知られたくない)
  - ⑩プライバシーに配慮した支援
  - ①貧困とわからない場の設定・取組(対象者を限定しない取組み)

# 【具体的な取組み・事業の提案】

視点	取組み	内容	担当(役割)
1	市全体で気づき・支援へつなぐ	※養育支援事業の中での気づき	行政
	▶既存事業 (しくみ)	*自発的な相談がなくても、妊産婦や子どもの	地域
	子育て世代包括支援センター	状況に気づき、関係機関と連携する。	
2		行政と併せ、地域(民生・児童委員等)でも、	行政
3	支援につなげる「つなぐシート	早期発見につながるよう「気づきポイント」や	地域
	(仮称)」の作成	行政に相談内容をつなぐ際の「つなぐシート」	
		の作成・運用について研究が必要です。	
45	イベント等を通じた地域理解	市全体での貧困対策への関心を高めるために、	行政
6	の推進	広い層が参加しやすい楽しいイベント等によ	地域
		り、なぜ市域全体で支援する必要があるかの理	
		念を共有するしかけが必要です。	
		*人が集い、困りごとを解決するしくみを作る	
		ことは、貧困対策のみならず、地域活性化へ向	
		けた課題解消にも通じます。	
78	支援者が活動しやすい環境の	居場所づくりや子ども食堂などの活動が継続	行政
	整備	して実施できるよう、活動資金の確保や支援者	地域
		が活動しやすい環境整備について研究をする	
		必要があります。	
9		SNSなどを活用し、子育て世代に情報を確実	行政
	情報発信の強化	に届ける体制整備が必要です。	地域
10(11)		活動への参加=貧困対策と思われないしくみ	行政
	   プライバシーへの配慮	が必要です。	地域
		*実際活動をしている団体同士で、情報交換会	
		を行うこともできます。	
7		継続した支援活動が行えるよう、クラウドファ	行政
	活動資金の確保	ンディングなどの手法で資金を集める研究を	地域
		する必要があります。	

# 第3章 計画の基本的な視点

## 1. 基本理念

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。

ここから導かれるのは、子どもの貧困対策を講じることによって単にその貧困状況の低減化・解消を図ることが目的なのではなく、貧困対策をひとつの強力な手段として捉えながら、子どもたちが幸せに暮らせる社会の実現を目指すという考え方です。

子どもたちの幸せな暮らしを阻害する要素としては、貧困の他にも様々なことが想定されますが、それらの多くは経済的な条件としての貧困から派生的に、あるいは相関的に発生しやすい要素であり、それゆえに貧困対策を通じて、こうした子どもたちを取り巻く様々な幸福阻害要因の解消を図るということこそが、求められているものと考えます。

子どもの貧困に関して何ら対策をとらなければ、子どもの明るい未来を閉ざすだけでなく、 次世代の社会を担う人材が減少し、結果的に経済活動の縮小や社会保障費の増大につながり、 大きな社会的損失をもたらす可能性があります。

すべての子どもが安心して心豊かに育ち、自らの可能性を発揮して個人として幸せに暮らせる未来を切り拓いていけるよう、下記の基本方針を掲げます。

すべての子ども達が、その生まれ育った環境に左右されず、 自分自身の生きる力の高め、 未来を切り拓き夢をもって成長していくことを目指します(案)

※貧困家庭に生まれた子どもが大人になっても貧困から抜け出せないのが「貧困の連鎖」です。この連鎖を断ち切るよう取組みを進め、子どもたち誰もが、自分の夢を実現できる社会を実現したい。

### 2. 基本目標

基本理念の実現のため、以下の4つ基本目標のもと、様々な施策を総合的に推進いたします。

#### 基本目標 | 子どもが安心して心豊かに育つ支援

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができるようにするため、健康づくりへの支援とともに、子ども達を地域社会の中で健やかに育てるための環境づくりを図ります。

また、貧困の連鎖を断ち切り、こどもが自らの将来を切り拓いていくために、家庭環境や経済状況により、子どもの教育・進学や多様な経験の機会が奪われることのないよう、子どもの学習・進学に向けた支援を図ります。

また、放課後に子どもが安心して安全に過ごせる居場所づくりについても推進します。

#### 基本目標2 生活基盤の安定を図るための保護者への支援

保護者の就労は、安定した生活基盤のためには重要であり、また、ゆとりをもって子どもと接する時間の確保のためには重要です。

保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、 生活基盤の安定を図ります。

### 基本目標3 子育で家庭への経済的支援の充実

子育て家庭において収入に占める養育費や教育費、医療費の負担などが高い場合が多いこと もあり、支援を必要とする家庭が増えています。

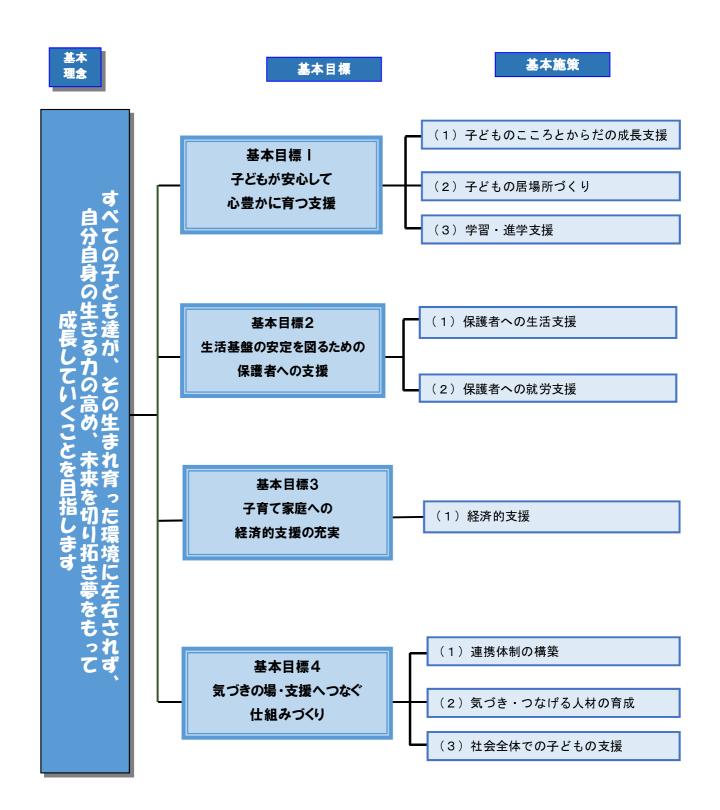
様々な家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施し、家庭の経済的不安定さを和らげ、 生活基盤の安定を図ります。

#### 基本目標4 気づきの場・支援へつなぐ仕組みづくり

世帯の核家族化の進行による社会や地域からの孤立、孤独化や、子育てをしながら親の介護をする「ダブルケア」、ひとり親家庭や生活保護世帯の増加などは、子育て世帯の家族が直面している重要な問題です。

こうした中で、子どもたちが置かれている状況は、経済的な問題以外に複合的で複雑に絡み合う場合も多くみられます。見えない生活困難世帯も視野に入れて、適切な支援につなげていけるよう、最も身近な地域において、地域全体で気づき、支えていく支援体制の整備を進めます。

## 3. 施策体系



# 第4章 施策の方向性とその展開

## 基本目標I 子どもが安心して心豊かに育つ支援

### (1) 子どものこころとからだの成長支援

### 【施策の方向性】

子どもたちが未来に希望を持ち、社会を生き抜くためには、心身の健全な成長が重要です。 しかし、「子どもの生活状況調査」からは、生活困難を抱える世帯では、健康状態がその 他の世帯に比べ悪かったり、休日の欠食がみられます。

そのため、子どもが健やかに成長するための、食事や栄養の確保、食育に取り組みます。 また、非行や不登校、ひきこもり等、複合的で複雑に絡み合った青少年の問題については、 関係機関が相談・支援体制の強化を図りながら、関係機関が連携した支援に取り組みます。

### 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
<b>食事の提供支援</b> 学校給食の充実	小学校中学校の児童・生徒に対し、米飯給 食、地元食材の活用を中心とした栄養バラ ンスのとれた給食を提供します。	学校教育課 学校給食センタ ー	
思春期こころの健康相 談	思春期のこころの健康について、精神科 医による相談につなぎます。(京都府事業)	(京都府) 子育て支援課	
ユース・アシスト 〜立ち直り支援チーム	非行等の問題を抱える少年の立ち直り を支援するチームが支援プログラムを作成し、様々な体験活動等を通じて立ち直り を支援します。(京都府事業)	(京都府) 子育て支援課	
なんたんユースHUB (ハブ)	京都府ひきこもり訪問応援「チーム絆」 事業の取組みとして、教育、家庭、就労、 福祉の各領域の団体が連携して、南丹地域 で不登校やひきこもりなどに関する支援 を提案する取組みにつなげます。	(京都府) 子育て支援課	
若い世代への就労支援 創業支援事業	ハローワークや京都ジョブパークと連携し、これら関係機関が開催するセミナー の周知等、若者の就職につながる活動の支援を行います。また、 地域の人材や活力 を生かした経済発展を促すため、商工会等 が行う起業支援や商工業者への取組を支援します。	商工課	
教育環境の整備 (相談 支援) スクールカウンセラ ー、スクールソーシャ ルワーカー、心の居場 所サポーターの配置	京都府の事業を活用し、小・中学校における相談体制の充実を図ります。	学校教育課	

# 【新規事業】

施策·事業名	施策·事業内容					担当	方向性
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
朝食欠食児童・生徒の割合(%) ※「子どもの生活実態調査」結果		
スクールソーシャルワーカーの配置人数(人)		

### (2) 子どもの居場所づくり

### 【施策の方向性】

「子どもの生活状況調査」からは、子どもたちが放課後を過ごす場所は、生活困難を抱える世帯では、その他の世帯に比べ「学校(部活動など)」や「公園・広場」が多く、「家族」と過ごす割合が低くなっています。

子どもにとって安全安心であり、過ごしやすい環境が常に身近にあることが大切です。 そのために、放課後等に、就労などで保護者が不在となる子どもたちや、様々な困難を抱 えている子どもたちに、地域の中に、家庭以外に子どもたちが安心して過ごすことができ、 悩みごとを相談できる場の充実を図ります。

### 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性		
<b>居場所・学習支援</b> 適応指導教室					
<b>居場所</b> 地域センター・児童館 運営事業	子ども達の遊びや活動の拠点の一つと して開設します。	人権政策課			
<b>居場所・学習・体験活動</b> 放課後子ども教室(京のまなび教室)など	場所・学習・体験活 地域と協働し、子ども達を地域社会の中で健やかに育てるための環境づくりを 図ります				

### 【新規事業】

施策·事業名	施策·事業内容					担当	方向性
					重点		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		

### 【取組み指標】(案)

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
不登校及び不登校傾向にある小中学生(人)		

## (3) 学習・進学支援

### 【施策の方向性】

貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り拓いていくためには、世帯の所得の状況にかかわらず、均等に教育を受ける機会が保障されることが不可欠です。

しかし、「子どもの生活状況調査」からは、生活困難を抱える世帯では、その他の世帯に 比べ、経済的な理由から塾や習い事をしている割合が低く、また、基本的な生活・学習習慣 ができていない状況がみられます。

家庭環境や経済的な状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、学習ができる環境づくりや、希望に応じた進学ができるよう相談や学習支援を行います。

## 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
生活困窮者世帯に対 する学習支援、教育相	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の 子どもを対象として、家庭訪問による学	福祉相談課	
教育相談	習支援を行います。   不登校の悩み等を抱える方に、相談支   援を行います。	学校教育課	
家庭学習支援事業	中学3年生を対象とした家庭学習支援 事業。CATVを有効利用し、年間を通 じて数学、英語、国語の講座を番組とし て制作放映し、家庭学習を支援します。	学校教育課	

### 【新規事業】

施策·事業名	施策·事業内容					担当	方向性
					重点		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
学力に課題のある子供の割合 (%) ※全国学力・学習状況調査		

## 基本目標2 生活基盤の安定を図るための保護者への支援

## (1) 保護者への生活支援

## 【施策の方向性】

生活に困難を抱える家庭に対し、家庭の経済的不安定さを和らげるため、家計や収支の見直しについての助言・相談等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。

また、生活の困難により住む場所がなくなることがないよう、子どもたちが安全な環境で 生活できるよう、住まいを確保する支援を行います。

## 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
生活困窮者自立支援 事業 (暮らしの相談窓口)	生活保護に至るまでの「生活困窮状態」 にある方に状況を詳しく聞き取り、自立し た生活に向けての伴走的相談支援を行い ます。	福祉相談課	
生活困窮者家計改善 支援事業 (暮らしの相談窓口)	生活困窮世帯の家計における収支バランスの見直しや、税料・医療費等の滞納料金の支払い方、債務整理などについて、アドバイスを行います。	福祉相談課	
ひとり親世帯 府営住宅優先的入居	府営住宅の一般募集とは別に、母子世帯・父子世帯の方等に限定した入居者募集を行っています。	京都府	

## 【新規事業】

施策·事業名		施策·事業内容				担当	方向性
							重点
	 R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2	R3	R4	R5	R6		
	年度	年度	年度	年度	年度		

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
公共料金の不払い世帯の割合 (%)		
※「子どもの生活実態調査」結果		

## (2) 保護者への就労支援

## 【施策の方向性】

生活に困難を抱える家庭では、その他の世帯に比べ、保護者の就労状況は、非正規の就労 形態であったり、就労していない状況が多くなっています。

保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援を行います。

## 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
保育所・放課後児童ク ラブの保育の提供	保護者が就労等により保育できない児 童について、遊びや生活の場を提供し、 保護者の就労を支援します。	子育て支援課 社会教育課	
ファミリーサポート センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、地域の中で子育 てを支援します。	子育て支援課	
ひとり親家庭 就労支援	自立に向けた就労支援の一環として、 保育所入所への優先基準を設けていま す。	子育て支援課	
生活困窮者自立支援 事業 就労準備支援事業	ハローワークなどと連携したサポート を行います。(履歴書の書き方、面接の受 け方、強みを活かした就職活動のしかた)	福祉相談課	

## 【新規事業】

施策·事業名		施策·事業内容				担当	方向性
							重点
			T				
	R2	R3	R4	R5	R6		
	年度	年度	年度	年度	年度		
							重点
	R2	R3	R4	R5	R6		
	年度	年度	年度	年度	年度		

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(%)		

# 基本目標3 子育て家庭への経済的支援の充実

# (1) 経済的支援

## 【施策の方向性】

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、 各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

## 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
医療費の助成 ・子育て支援医療費助 成事業 ・すこやか子育て医療 費助成事業	入院、通院にかかる医療費(保険診療 分のみ)を助成します。	子育て支援課	
児童手当支給事業	国の制度により、中学校修了までの児 童を養育している方に手当を支給しま す。	子育て支援課	
ひとり親 児童扶養手当支給事 業	18 歳年度末までの児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の 障がいのある家庭に手当を支給します。	子育て支援課	
ひとり親 福祉医療支給事業	18 歳年度末までの児童を養育するひ とり親家庭の入院、通院にかかる医療費 (保険診療分のみ)を助成します。	子育て支援課	
ひとり親家庭 ・母子家庭奨学金 ・福祉資金貸付 ・母子資格取得助成 など制度案内・相談 支援	国、府の各種制度案内や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行い、 必要な支援を行います。	子育て支援課	
生活保護費支給事業	生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護などの扶助費を支給し、最低限度の生活保障 及び自立の助長を支援しています	社会福祉課	
ファミリーサポート センター利用料の助 成	生活保護受給世帯は全額助成、ひとり 親世帯は半額助成	子育て支援課	
助産施設への入所	経済的理由などによって入院助産を受けることができない妊産婦の方の入院、 出産の補助を行います。	子育て支援課	

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
子育て短期支援事業 (ショートステイ・ト ワイライトステイ)	保護者の求めに応じて、また要保護児 童対策地域協議会ケースの児童に対して 必要に応じ行う事業です。ショートステ イについては、おおむね7日以内の期間 入所により養育を行います。トワイライ トステイについては、おおむね6ヵ月以 内の期間、施設の通所により、生活の安 定等を図ります。	子育で支援課	
就学援助事業(小・中 学校)	経済的理由によって就学困難な児童・ 生徒の保護者に対し、就学に必要な修学 旅行費、学用品、給食費等学校で必要な 費用の一部を援助します。	学校教育課	
訪問支援サービス利 用料助成	生活保護受給世帯は全額助成、ひとり 親世帯は半額助成	子育て支援課	
保育所・幼稚園保育料 の減免制度	生活保護世帯は全額、ひとり親世帯は 所得に応じて減免の場合があります。	子育て支援課	
医療費の助成 ・子育て支援医療費助 成事業 ・すこやか子育で医療 費助成事業	入院、通院にかかる医療費(保険診療 分のみ)を助成します。	子育で支援課	
児童手当支給事業	国の制度により、中学校修了までの児 童を養育している方に手当を支給しま す。	子育て支援課	
ひとり親児童扶養手 当支給事業	18 歳年度末までの児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。	子育て支援課	

# 【新規事業】

施策·事業名		施策·事業内容				担当	方向性
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合(%)		

## 基本目標4 気づきの場・支援へつなぐ仕組みづくり

## (1) 連携体制の構築

### 【施策の方向性】

生活に困難を抱える家庭では、その他の世帯に比べ、心配事や悩みごとの相談相手がいない割合が高くなっています。

生活に困難を抱える子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、様々な事業や健診時などの機会に困りごとに気づき、支えていく支援体制の整備を進めます。 また、地域、学校、関係団体、行政等の専門機関の連携を強化し、切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を整えます。

## 【主な取り組み】

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
主任児童委員、民生児 童委員との連携	地域の子ども達の実態を、見守りの視 点で把握に努めていただき、気になる家 庭や児童があれば、子育て支援課に情報 共有いただきます。	福祉相談課	
家庭・地域・学校との 連携と啓発の推進	要保護児童対策地域協議会や京都府家 庭支援総合センター、保健所等と連携し 家庭支援を進めるとともに、学校と警察 の連携による非行防止の取組を実施しま す。	子育て支援課	
子育てに関する子育 てボランティア・サー クル、NPO 法人との連 携	地域の人材を活かした子育て支援をめ ざし、子育て支援に関するNPO法人等 と連携し、課題解決に向けた取組みを協 働で進めます。団体に対する情報提供を 実施します。	子育て支援課	
妊娠届時の保健師に よる面接・妊娠アンケ ート	妊娠届時には必ず保健師等の専門職が 面接とアンケートを実施し、支援が必要 な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携 した支援を行います。	保健医療課	
こんにちは赤ちゃん 事業	全出生児を対象に家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や、保護者からの困りごとや悩みを聞き、保護者の不安解消に努めます。また、必要なケースについては、継続訪問や栄養士と同伴で対応します。	保健医療課	
乳幼児の健やかな発 達のための支援 (健診、親子教室、離 乳食教室、子育て相 談)	乳幼児健診では、乳幼児の心身の状態 を観察、医師の診察、育児や食育などの 相談支援を行います。親子教室などでは、 育児、食育などの相談指導を実施します。	保健医療課	

施策·事業名	施策·事業内容	担当	方向性
産前産後サポート事 業 マタニティ訪問・訪問 支援サービス	妊娠中にケア専門員が家庭訪問し、出産や育児相談支援を行います。ケアの必要な家庭には、訪問支援員による家事支援、育児支援といった具体的支援を行います。	保健医療課 子育て支援課	
相談体制の充実 ・子育て相談 ・家庭児童相談、利用 者支援事業により 相談支援 ・保育所、幼稚園にお ける相談	・身近な相談場所、親子の交流の場として各保健福祉センター(4ヶ所)で実施しています。 ・家庭支援相談員が随時養育相談を行います。また、ひろば事業の場でも、相談に対応します。 ・保育所、幼稚園での子どもの様子から児童の変化に気づき、支援が必要と判断できる児童は関係機関に繋ぎます。	保健医療課 子育で支援課	
切れ目のない支援の しくみ 子育て世代包括支援 センター	妊娠期から子育で期において、それぞれの段階に対応した支援を切れ目なく行うため、母子保健と子育で支援を包括的に運営するしくみ。それぞれの段階で育児相談を受ける子育で専任スタッフを「子育でコンシェルジュ」として配置しています。	保健医療課 社会福祉課 子育て支援課	

# 【新規事業】

施策·事業名	施策·事業内容					担当	方向性
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		

# 【取組み指標】

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)	
相談相手がいない子どもの割合(%)			
※「子どもの生活実態調査」結果			

# (2) 気づき・つなげる人材の育成

## 【施策の方向性】

生活に困難を抱える子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、子どもや家庭に最も身近な地域において困りごとに気づき、地域で見守る人材の発掘、育成推進します。

# 【新規事業】

施策·事業名	施策·事業内容					担当	方向性
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
		. ~	. ~		. ~		

## 【取組み指標】

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)	

# (3) 社会全体での子どもの支援

# 【施策の方向性】

子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や当事者団体等への支援を行います。

## 【新規事業】

施策·事業名	施策·事業内容					担当	方向性
							重点
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
							重点
	R2	R3	R4	R5	R6		
	年度	年度	年度	年度	年度		

# 【取組み指標】

指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)	

# 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

### (1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁 内の関係局・課が連携して施策の推進を図ることが重要です。

「南丹市子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、各種個別計画で実施している関連事業を一体的に推進するにあたり、庁内での課題の共有とそれに応じた施策や事業を推進するために担当課との連携を図り、市全体で子どもの貧困対策に努めます。

### (2) 地域連携による推進体制

子どもの貧困対策の取組をより効果的なものとするためには、行政だけでなく、市民や地域組織、相談・支援機関等がお互いの役割と特徴を理解した上で、協働し、連携を図っていく必要があります。そのため、社会福祉協議会等と連携して、地域で活動している支援団体や、各組織に配置される相談員等の連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、数値目標の達成状況や事業の取組状況について毎年度調査を行います。また、継続的なPDCAサイクルを確立し、社会経済状況などの環境の変化も踏まえて、各事業の検証を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を図るなど、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進していきます。

